

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

作成記入日 令和 6 年 9 月 1 日

当事業者はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者（法人）の概要

法人の名称	シン建工業株式会社
法人の種別	株式会社
法人の代表者氏名	代表取締役 北 清太郎
法人の主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市南区関 1-13-13
法人の連絡先	TEL 番号 048-837-3000 FAX 番号 048-837-2000 ホームページアドレス http://www.shinken-net.co.jp
資本金	9,800万円
設立年月日	昭和48年10月23日

2. 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能まごころ
事業所の種類	指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能居宅介護
介護保険事業所番号	1196500530
管理者氏名	施設長 石島 雄介

開設年月日	平成26年2月1日
事業所の所在地	埼玉県さいたま市北区本郷町730番地
事業所の連絡先	TEL番号 048-778-7776 FAX番号 048-778-8836
交通手段	埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）東宮原駅下車 徒歩4分 JR高崎線 宮原駅下車 徒歩15分
損害賠償責任保険加入先	株式会社 損害保険ジャパン

(1) 敷地及び建物

敷地		537.82 m ²
建物	構造	鉄骨造地上3階建
	延べ床面積	831.27 m ²
	登録定員	25名 (通いサービス定員：15名) (宿泊サービス定員：5名)

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積
居室	5室	9.39 m ² ×4室 12.72 m ² ×1室
台所	1室	5.74 m ²
浴室	1室	7.09 m ²
機械浴室	1室	9.93 m ²
脱衣室	2室	3.30 m ² ×2室 5.93 m ² ×1室
トイレ	3室	3.30 m ² ×2室 4.25 m ² ×1室
食堂・居間	1室	55.53 m ²
地域交流・多目的室	1室	24.41 m ²
その他		相談室・事務室

3. 事業所の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態（要支援状態）の利用者に対して、適切な小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）を提供することを目的とする。
施設運営の方針	心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、通いを中心として利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4. 職員体制

職員の職種	員数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1	0	1	0	0
計画作成担当者	1	0	1	0	0
介護従事者	10	2	2	6	0

(1)管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指導を行う。

(2)介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3)介護従業者

看護職員 1名以上

介護職員 7名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

5. 勤務体制

昼間（通いサービス）の体制	3対1
夜間（宿泊サービス）の体制	5対1（夜勤）+1（宿直）

6. 利用状況（令和6年9月1日現在）

登録者数	23人
要介護度別	要支援1：1人、要支援2：2人、要介護1：6人、要介護2：9人、 要介護3：4人、要介護4：1人、要介護5：0人

7. 利用について

- (1) 当該市区町村により介護（要支援）認定を受けた方で、当施設指定の利用申込書に必要事項を記入し、お申込み下さい。
- (2) 利用前に事前面接を行います。その後、当施設での受け入れが決定した場合は契約となります。契約の有効期限は介護保険認定期間と同じです。但し、引続き認定を受け、利用者又はご家族からの終了の申出がない場合は自動的に更新されるものとします。

8. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間
通いサービス 基本時間 09：30 から 16：30 まで
宿泊サービス 基本時間 16：30 から 09：30 まで
訪問サービス 24時間

9. 通常の事業の実施地域・・・さいたま市

10. 契約の終了について

- (1) 利用者は申出ることにより、この契約を解除することができます。
- (2) 施設は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが連続して2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以上期間を定めてその期間内に滞納金の全額を支払われない場合。
 - ② 利用者が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、この契約をし難いほどの背信行為を行い、その状態が改善されない場合、文章により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができる。
- (3) 利用者が要介護（要支援）認定の更新で非該当（自立）と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ②利用者が死亡した場合。
 - ③やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合。

11. 当施設利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示下さい。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が

生じた場合は弁償頂きます。

- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- ・飲酒、喫煙・・・かかりつけ医の許可があり、かつ指定の場所にて飲酒、喫煙をする。
- ・金銭、貴重品の持込み・・・金銭、貴重品は各自が管理し、万一紛失の場合でも、事業者は一切責任を負わないものとする。但し、事業者への管理依頼も要相談により出来る。
- ・所持品の持込み・・・居室の収納タンスに収納できる範囲内での持込みとする。
各自で管理し、万一の場合、事業者は責任を負わない。
- ・施設外での受診・・・家族もしくは介護者が同行することを条件にする。
- ・宗教、政治活動・・・各自の自由に任せることとする。但し施設内での活動は禁止する。
- ・ペット・・・禁止とする。但し治療によるペットは、施設長の許可を必要とする。

12. サービスおよび利用料等

介護保険給付サービス	<p>食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等、日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。</p> <p>【基本料金(介護保険利用)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1月あたり</th> <th>1割負担</th> <th>2割負担</th> <th>3割負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>3,737円</td> <td>7,473円</td> <td>11,210円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>7,551円</td> <td>15,102円</td> <td>22,653円</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>11,326円</td> <td>22,652円</td> <td>33,978円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>16,646円</td> <td>33,292円</td> <td>49,938円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>24,215円</td> <td>48,430円</td> <td>72,645円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>26,726円</td> <td>53,451円</td> <td>80,176円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>29,468円</td> <td>58,935円</td> <td>88,402円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【加算部分(介護保険利用)】</p> <p>①初期加算</p> <p>※ただし入居から30日以内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1日あたり</th> <th>1割負担</th> <th>2割負担</th> <th>3割負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>33円</td> <td>65円</td> <td>98円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②看護職員配置加算(Ⅰ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1月あたり</th> <th>1割負担</th> <th>2割負担</th> <th>3割負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>975円</td> <td>1,950円</td> <td>2,925円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③看護職員配置加算(Ⅱ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1月あたり</th> <th>1割負担</th> <th>2割負担</th> <th>3割負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>759円</td> <td>1,517円</td> <td>2,275円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④看護職員配置加算(Ⅲ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1月あたり</th> <th>1割負担</th> <th>2割負担</th> <th>3割負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>520円</td> <td>1,040円</td> <td>1,560円</td> </tr> </tbody> </table>	1月あたり	1割負担	2割負担	3割負担	要支援1	3,737円	7,473円	11,210円	要支援2	7,551円	15,102円	22,653円	要介護1	11,326円	22,652円	33,978円	要介護2	16,646円	33,292円	49,938円	要介護3	24,215円	48,430円	72,645円	要介護4	26,726円	53,451円	80,176円	要介護5	29,468円	58,935円	88,402円	1日あたり	1割負担	2割負担	3割負担		33円	65円	98円	1月あたり	1割負担	2割負担	3割負担		975円	1,950円	2,925円	1月あたり	1割負担	2割負担	3割負担		759円	1,517円	2,275円	1月あたり	1割負担	2割負担	3割負担		520円	1,040円	1,560円
1月あたり	1割負担	2割負担	3割負担																																																														
要支援1	3,737円	7,473円	11,210円																																																														
要支援2	7,551円	15,102円	22,653円																																																														
要介護1	11,326円	22,652円	33,978円																																																														
要介護2	16,646円	33,292円	49,938円																																																														
要介護3	24,215円	48,430円	72,645円																																																														
要介護4	26,726円	53,451円	80,176円																																																														
要介護5	29,468円	58,935円	88,402円																																																														
1日あたり	1割負担	2割負担	3割負担																																																														
	33円	65円	98円																																																														
1月あたり	1割負担	2割負担	3割負担																																																														
	975円	1,950円	2,925円																																																														
1月あたり	1割負担	2割負担	3割負担																																																														
	759円	1,517円	2,275円																																																														
1月あたり	1割負担	2割負担	3割負担																																																														
	520円	1,040円	1,560円																																																														

	<p>⑤総合マネジメント加算（Ⅰ）</p> <p>1月あたり 1割負担 2割負担 3割負担</p> <p> 1, 300円 2, 600円 3, 899円</p> <p>⑥総合マネジメント加算（Ⅱ）</p> <p>1月あたり 1割負担 2割負担 3割負担</p> <p> 867円 1, 733円 2, 600円</p> <p>⑦介護職員処遇改善加算（加算Ⅲ）</p> <p>1月ごとの小規模多機能型居宅介護の利用に伴う総単位数（加算・減算単位も含む）に13.4%を乗じ、小数点以下は四捨五入をして得られた単位数が介護職員処遇改善加算の単位数となります。そのうちの1割、2割または3割分が自己負担額となります。</p>
介護保険対象外サービス	特別食代・理美容代・おむつ代については、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供（宿泊費）	3, 300円／1泊2日
食事の提供	1, 620円／日 (朝食432円／1食・昼食648円／1食・夕食540円／1食) ※非課税
個人消耗品の費用	個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。
他医療機関への受診料	必要時のみ自己負担にてお願い致します。（不定期）

利用料の中止・変更・追加

- ・利用予定日の前に、ご契約者様の都合により、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスの利用を中止、または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合は原則として、サービス実施の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ・介護保険給付対象サービスについては、利用料金が1ヶ月ごとの包括費用（定額）のためサービスの利用回数等を変更された場合も、1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、介護保険給付対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止を申し出た場合、キャンセル（取消）料として同額の料金が発生します。
- ・費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はそのご家族、代理人に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

13・小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）について

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮

らしを支援するものです。

事業者は利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために利用者と協議の上で、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上、交付します。

1 4. サービス提供の記録保存と情報開示

サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保存致します。その記録は10:00~17:00の間、当施設にて閲覧できます。

1 5. 秘密保持の遵守

- (1) 施設及びすべての職員はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報については法人の各事業が提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、各事業責任者のもとに保管するとともに利用目的に沿った利用を行います。

なお、下記内容の場合に情報提供を行うことがありますので、ご承知おき下さい。

①内部での利用

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 1) 入退居等の管理 | 5) 施設サービス提供職員の連携 |
| 2) 会計・経理 | 6) 施設サービスや業務の維持 |
| 3) 事故等の報告 | 7) 当該事業所内において行われる学生への実習の協力 |
| 4) 施設サービスの向上 | |

②外部への提供

- 1) 利用者等にて提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス推進担当者会議等）、照会の回答。
- 2) 利用者の疾病治療、健康維持のため、主治医等医師への連絡及び健康記録・生活記録。
- 3) ご家族への心身の状況の説明。

③介護保険事務

- 1) 審査支払機関へのレセプト等の提出。
- 2) 審査支払機関又は保険者からの照会の回答。
- 3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等。

1 6. 運営推進会議の設置

委員の構成	・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表者 ・市区町村の職員 ・地域包括支援センター職員 ・小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催時期	2ヶ月に1回開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

17. 協力医療機関

医療機関名 所在地 TEL番号 診療科	医療法人社団 三世会 さいたま北クリニック 埼玉県さいたま市北区宮原町2-103-30 048-662-9615 内科 皮膚科 眼科 精神科
医療機関名 所在地 TEL番号 診療科	ひのき歯科 埼玉県さいたま市北区日進町2-1108-3 048-651-8855 歯科
医療機関名 所在地 TEL番号 診療科	医療法人 一成会 さいたま記念病院 埼玉県さいたま市見沼区東宮下西196 048-686-3111 内科・外科・整形外科・脳神経外科・眼科・耳鼻科・皮膚科・泌尿器科

※緊急時の場合、救急車で受入可能な医療機関への搬送となります。

18. 事故発生時・緊急時の対応方法

事故発生時や利用者の体調悪化時の 緊急時の対応方法		容体の確認と応急処置を行う。 119番するとともに主治医へ連絡して指示を受ける。 ご家族へ連絡する。
主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関	
	所在地	
	電話番号	
家族等	①緊急連絡先 フリガナ 氏名	(続柄)
	住所	
	電話番号	自宅 携帯
	②緊急連絡先 フリガナ 氏名	(続柄)
	住所	
	電話番号	自宅 携帯

19. 非常災害時の対策

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。

また、避難訓練を2回、利用者も参加して行います。

非常災害時の対応	事業所内緊急連絡体制の確立 関係機関への通報 従事者の役割分担
平常時の訓練	従事者の火の始末の点検 防火管理者のチェック
消防計画等	消防署への届出 防火管理者 石島 雄介
防犯防火設備 避難設備等の概要	自動火災報知機・消防用非常通報 誘導灯・非常灯・消火器

20. 苦情相談機関

苦情相談窓口 苦情受付方法 電話番号	担当者氏名：施設長 石島 雄介 事務所窓口に来所又は電話にて受付 048-778-7776
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：北区役所高齢介護課 048-669-6068 さいたま市介護保険課 048-829-1264・1265 埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用） 048-824-2568

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 埼玉県さいたま市南区関 1-13-13

名称 シン建工業株式会社

代表者 代表取締役 北 清太郎

説明者 小規模多機能まごころ

氏名 施設長 石島 雄介

私は、本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受けて内容に同意し、本書面の交付を受けました。

年 月 日

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

(続柄)